

## 令和7年度 明日香村地域おこし協力隊募集要項

明日香村は、奈良盆地の南東部に位置し、大阪から約40km、奈良市から約25kmの圏内（公共交通で1時間圏内）で、橿原市、桜井市に隣接する都市部から非常に近い場所にある、人口約5,000人の村です。村の中央部を流れる飛鳥川上流には、日本の棚田百選のほか重要文化的景観に選定されている稻渕の棚田が広がっています。また、飛鳥時代と呼ばれる6世紀末から7世紀にかけての約100年間、一時期を除いて「都」が営まれ、天皇という称号や日本という国号が初めて用いられ、「律令」が制定されるなど、日本の古代国家が形成された地域であるとともに仏教やその他大陸文化の影響を受けながら飛鳥文化が開花した場所です。村内には宮跡・寺院・古墳などの文化遺産が数多く存在し、万葉集にも詠われた自然環境と一体となって歴史的風土を形成しています。平成27年には橿原市、高取町とともに日本遺産に認定されました。さらに、令和7年1月には「飛鳥・藤原の宮都」世界文化遺産登録推薦書が国からユネスコに提出され、奈良県、橿原市、桜井市とともに令和8年の世界文化遺産登録を目指しています。

このような中、明日香村は村全体を「まるごと博物館」として地域づくりを進めており、世界遺産構成資産候補等を基軸とした史跡や、歴史的風土を形成している田園風景、風情ある街並みなど他の地域にはない特徴を最大限活かした取り組みを行うことで地域の活性化につなげていくことを目指しています。

今回、地域活性化の取り組みの一つである「にぎわいの街づくり」において、電動小型自動車による観光案内や、にぎわいの創出を推進する活動を本村で一緒に取り組んでみようという熱意や意欲を持った「地域おこし協力隊員」を下記のとおり募集します。

### 記

#### 1. 募集人員

地域おこし協力隊員 1名程度

#### 2. 募集内容

##### 【飛鳥宮跡周辺における「にぎわいの街」づくりに関するこ】

かつて飛鳥時代の都が営まれた地域で電動小型自動車による周辺の観光案内や、地元や関係者等と協働によるにぎわい創出の取り組み、空き家等の利活用のための相談など、地域活性化のための業務を進めていただきます。

主な業務内容は次のとおりです。

###### (1) 周遊観光案内

- ① 電動小型自動車を活用した周遊観光案内の受付や現地案内業務
- ② 観光案内についての業務改善や新たなコンテンツの企画提案等

(2) 「にぎわいの街」づくりに関する官民連携組織事務局の運営事務支援  
空き家等活用の相談や関係者との調整

### 3. 応募条件

令和7年4月1日現在の年齢が20歳以上で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 大都市圏内をはじめとする都市地域等（「地域おこし協力隊の地域要件について」で検索）に居住し、採用後に明日香村内に住民票を移し、在住できる方
  - (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない方
  - (3) 心身が健康で、地域協力活動に意欲と情熱があり、積極的に活動できる方
  - (4) 任期満了後も明日香村に定住し、就業・起業する意思を持っている方
  - (5) ワード、エクセル、パワーポイントなど基本的なパソコン操作ができる方
  - (6) 普通自動車免許を取得し、運転ができる方
- ※案内業務に必要な資格については、採用後国土交通省大臣認定講習を受講して取得していただきます。

### 4. 雇用条件等

- (1) 隊員には、地域協力活動に対して、報酬を月額200,000円支給します。ただし、支給される金額から社会保険料等の本人負担分が引かれます。
- (2) 隊員には、6月と12月に期末・勤勉手当を支給します。
- (3) 隊員には、通勤手当を支給します。（通勤距離の条件有り）
- (4) 隊員の地域協力活動の時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり37時間30分（土日祝日と平日を合わせて週5日）とする。活動内容により、基本勤務時間外での活動を行った場合は、代休扱いとします。
- (5) 隊員は、地域協力活動に支障がない範囲内で、村長の許可を得た場合は副業で生きるものとします。

### 5. 雇用形態・期間

- (1) 明日香村会計年度任用職員として明日香村長が任用します。
- (2) 任用期間は令和7年度の任用日（採用後、随時）から令和8年3月31日までとします。なお、村長が必要であると認める場合、更新は1年単位、最長で3年まで延長することが可能です。

## 6. 待遇・福利厚生

- (1) 活動期間中の住居費の一部（但し上限50,000円の範囲内で家賃相当分）を交付します。ただし、引っ越しに係る経費、住居に係る生活用品、共益費、光熱水費、通信費、燃料費等は個人の負担となります。
- (2) その他活動支援として、予算の範囲内（但し上限300,000円）で明日香村が補助する制度があります。
- (3) 健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法及び介護保険法に定めるところによりそれぞれの被保険者となるものとします。

## 7. 応募方法

- (1) 応募期間 令和7年9月26日（金）～令和7年10月31日（金）
- (2) 応募締切 令和7年10月31日（金）（必着）
- (3) 提出書類（提出書類は返却不可）
  - ①令和7年度明日香村地域おこし協力隊員採用申込書  
(別添、もしくは明日香村地域おこし協力隊ホームページよりダウンロード  
<http://www.asukamura.net/>)
  - ②履歴書（市販の物で可。写真貼付。）
  - ③レポート「今回の活動に活かせる私のこれまでの活動内容と、その経験を活かした私が思うにぎわいの創出」  
用紙はA4縦長1枚（横書き 文字数800～1200字程度）  
書式は自由。ただし、応募者の氏名を用紙右上に記載。  
以上の3点を10月31日（金）必着で郵送。

## 8. 申込先

〒634-0142

奈良県高市郡明日香村大字橋21番地 明日香村役場総合政策課

TEL：0744-54-9018 FAX：0744-54-2440

## 9. 選考方法

### (1) 第1次選考

書類選考の上、結果を応募者全員に文書で通知。

### (2) 第2次選考

第1次選考合格者を対象に面接試験を実施

面接日：11月上旬予定。第1次選考合格者に文書で通知。

面接方法・場所：第1次選考合格者に文書で通知。

### (3) 最終選考結果の通知

第2次選考後、結果を全員に文書で通知。

## 1 0 . 採用日

最終選考結果通知後隨時

## 1 1 . その他

募集に関する質問は、質問書に『質問内容・住所・氏名・連絡先』を明記の上、原則メールまたはFAXにて送信ください。送信後、質問書の受信確認を電話にてしてください。

※メールアドレス、FAX番号、電話番号は下記問い合わせ先を確認ください。

## 1 2 . 問い合わせ先

明日香村役場総合政策課 地域おこし協力隊担当

〒634-0142 奈良県高市郡明日香村大字橘21番地

TEL : 0744-54-9018 FAX : 0744-54-2440

メール: [seisaku@tobutori-asuka.jp](mailto:seisaku@tobutori-asuka.jp)

電話受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

## 令和7年度 明日香村地域おこし協力隊採用申込書

明日香村長 様

住 所：  
氏 名：  
連絡先：(TEL)  
(E-mail)

---

令和7年度明日香村地域おこし協力隊の募集に下記書類を添えて応募します。

履歴書

レポート

備考（何か特別な連絡事項等がある場合に記入）

---

---

---

---

---

---

---

---

---